

第1次柳川市総合計画

基本構想（素案）

平成18年1月

柳川市総務部企画課

～ 目 次 ～

I 序 論

第1章 計画策定の背景と目的

第2章 計画の概要

1. 計画の位置づけと性格
2. 計画の基本的な考え方 ～総合計画が目指すもの～
3. 計画の構成と期間

第1回審議会で承認を得た「策
定方針」を基に作成

II 基本構想

第1章 柳川市のあゆみ

第2章 柳川市の特性

- 1 位置
- 2 面積・地質
- 3 気候
- 4 人口と世帯の動き
- 5 産業・経済の動き
- 6 まちの魅力

第2回審議会で承認を得た「柳川市
の現況」を基に作成

第3章 時代の潮流

- 1 地方分権の進展
- 2 市民主体のまちづくり
- 3 少子高齢化の一層の進展と人口減少社会の到来
- 4 環境との共生と美しいまちづくり
- 5 安全で安心して暮らせる社会の形成
- 6 高度情報化と国際化の進展
- 7 経済産業の変化
- 8 価値観の多様化と共有

第3回審議会で提案し、承
認（意見反映後、修正）

第4章 まちづくりの主要課題

- 1 人口減少と少子高齢社会への対応
- 2 都市基盤の充実と定住環境の向上
- 3 産業連携による“地域力”の強化
- 4 コミュニティによるまちづくりの創造
- 5 郷土の歴史と文化を生かした人づくりの取り組み
- 6 水と共生するまちづくりの構築

第5章 柳川市が目指すもの 将来像とまちづくりの基本方針

- 1 まちづくりの基本理念
 - 「水・人・歴史を育み、未来を拓くまちづくり」
 - 「創造と活力にあふれ、賑わいのあるまちづくり」
- 2 将来像
 - 「生きがいと活力に満ち 自然と共生する住みよいまち」
- 3 まちづくりの基本方針
 - (1) 協働による市民主役のまちづくり
 - (2) 魅力と個性ある教育・文化づくり
 - (3) やさしさとおもいやりの福祉・健康づくり
 - (4) 地域特性を生かした活力ある産業づくり
 - (5) 豊かな風土と調和したやすらぎに満ちた都市基盤づくり
 - (6) 安全で安心、うるおいのある生活環境づくり

第6章 将来フレーム

第7章 土地利用構想

- 1 土地利用の基本方針
- 2 地域別の土地利用方針
- 3 道路交通網の確立

第8章 重点プロジェクト

- 1 すべての市民が支えるまちづくりプロジェクト ～人間力が元気の源～
- 2 産業連携が支えるまちづくりプロジェクト ～地域力が元気の源～
- 3 自然と共生するまちづくりプロジェクト ～共生が元気の源～
- 4 潤いのある住みよいまちづくりプロジェクト ～住みよさが元気の源～
- 5 安心して生活できるまちづくりプロジェクト ～安全・安心が元気の源～

第9章 総合計画を実現するために

- 1 行政改革と健全な財政運営
- 2 効果的・効率的な行政経営の推進
- 3 自立と自律のまちづくり
- 4 市民参画と協働

I 序 論

第1章 計画策定の背景と目的

近年の我が国を取り巻く時代環境として、少子高齢化の進展や高度情報化、地球規模での環境破壊、厳しい経済・財政状況など、社会情勢が急激に変化しており、一方で市民※ニーズの多様化・高度化がますます進むことが予想されます。新たな地方のあり方が問われ、地域の実情や市民ニーズを的確に反映させるべく自己決定・自己責任による地方分権時代に対応できる自治能力の向上を図ることが求められています。

また、これからのまちづくりには、市民と行政などのあらゆる主体が、共に対等な主体として共に考え、担う協働※型への転換が必要となっています。

このように地方においても大きな転換期を迎え、行政課題として全国的に市町村合併が進められる中、平成17年3月21日に旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の合併により柳川市が誕生しました。

旧市町は、これまでそれぞれの総合計画をもとに将来像の実現に向けた行政運営を行ってきました。1市2町の合併に際し、柳川市・大和町・三橋町合併協議会において、平成16年6月に市町村の合併の特例に関する法律に定められる「新市建設計画」を策定しました。

第1次柳川市総合計画は、この新市建設計画の考え方を基本にしなが、旧1市2町の歴史や伝統文化、特性を生かすとともに、目指すべき「まちの将来像」を実現し、本市が目指すべき今後10年間のまちづくりの設計図を示すことを目的として策定するものです。

■総合計画とは…

地方自治法第2条第4項において、「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならない。」と規定されています。

※市民：この計画で「市民」とは、企業やNPO法人、ボランティア団体、コミュニティなどまちづくりに関わるすべての主体を指すこととします。ただし、それぞれの団体等の単独の表現がなじむ場合は、単独の表現としています。

※協働：この計画で「協働」とは、さまざまな主体が、自主的、自発的に共通の活動領域において相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力することを指すこととします。

第2章 計画の概要

1 計画の位置づけと性格

この計画は、本市の自然、社会、経済環境を認識し、長期的展望に立ちながら本市の目指すべきまちの将来像を明らかにし、将来像を実現するための総合的、計画的かつ体系的なまちづくりの指針となるものです。即ち、本市の行財政運営の指針を示す最上位の計画として位置づけられるとともに、市民に対してまちづくりの目標とその実現方法を示すものです。

また、本市の個性と特性をアピールし、まちづくりの目標を実現するためのまちの経営ビジョンを示すとともに、国・県などの上位・関連計画との整合性を持たせます。

2 計画の基本的な考え方 ～総合計画が目指すもの～

(1) 市民と行政が共有するまちづくり戦略計画

まちづくりを進める上で、全国的な視点から市民個人の視点に至る新たな潮流を的確に把握する必要があります。その上で、計画に掲げる将来像の実現に向け、情報の共有や市民の意見の反映に努めながら、市民と行政が共有するまちづくりの戦略計画とします。

(2) 成果重視のまちづくり計画

1市2町の合併の実現により、将来への展望が開け、本市の持つポテンシャル(発展可能性)は高まりました。一方で、これからのまちづくりにはこれまで以上に広い視野で取り組む必要があるため、いろいろな角度からまちづくりを検証し、均衡ある発展のための施策を進めなければなりません。本市の地域特性を生かし、地域の実情に即した市民ニーズに適切に対応できる計画とするとともに、その成果を重視したまちづくり計画とします。

(3) 行政経営計画

分権型社会の進展に対応し、地方自治の本旨である「自己決定・自己責任」の考えのもと、自主的で自立的、効率的な行政システムづくりや市民と行政のパートナーシップ*による開かれた市政運営を図ることが求められています。このため、行財政改革の一層の推進と財政基盤の強化を図り、実効性の高い行政経営ビジョンの基本的な考え方を示す計画とします。

※パートナーシップ：友好的な協力関係。

3 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、平成 28 年度を目標年次とします。

(1) 基本構想

基本構想は、本市の現状とまちづくりの課題を踏まえ、目指すべきまちの将来像とこれを実現するための施策の基本的な方向を示すものです。

基本構想の期間は、平成 19 年度（2007 年度）を初年度とし、平成 28 年度（2016 年度）までの 10 年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想をもとにその目標を達成するため、施策の具体的な内容を部門別に体系化したもので、実施計画の基礎となります。

基本計画の期間は、基本構想と同じく 10 年間としますが、急激な社会情勢・経済情勢の変化により計画を見直すこともあります。

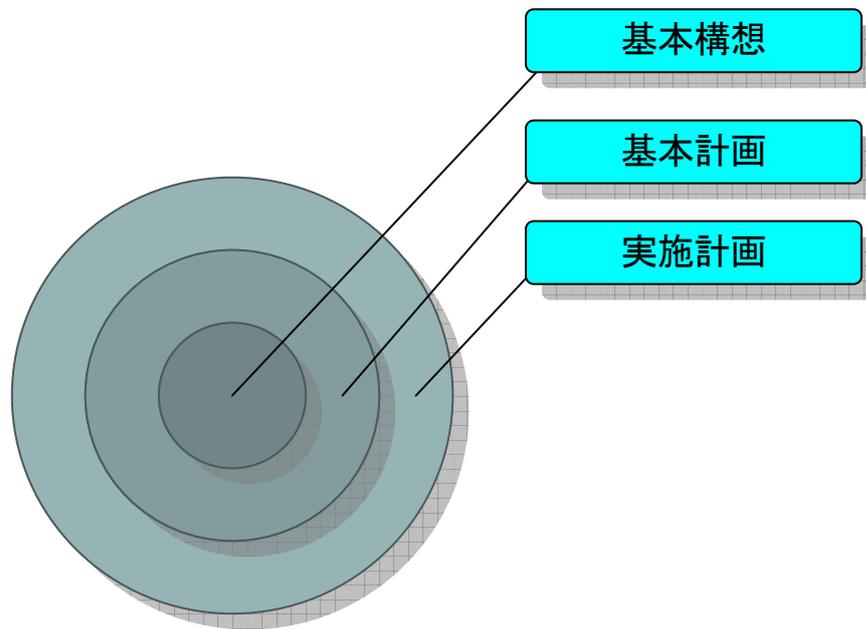
(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した各施策の実施年度や事業量、実施方法を具体化し、各年度の予算編成の指針となります。

実施計画の期間は 3 年とし、毎年度事業計画を策定するローリング方式を採用します。

また、効果的かつ効率的な行財政運営を継続的に改善するため、計画に掲げられる施策や事業を対象とし、その必要性や評価を客観的に評価する行政評価システムと連動させます。

■計画の構成イメージ



■総合計画の計画期間

西暦	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
平成	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	
基本構想	10年間										
基本計画	10年間										
実施計画	3年間										
		3年間									
			3年間								
				3年間							

II 基本構想

第1章 柳川市のあゆみ

柳川地方に人が住み始めたのは、およそ2千年前と推定されています。そのころの人々は、有明海の手退現象などにより出現した湿地を徐々に開拓していったと考えられます。人々は溝を掘り、その土を盛り上げて、開拓地を維持するための灌漑と排水を担うクリーク網を形成していきました。市内外に残る条里の遺構や地名はその営みの古さを物語っており、この縦横に走るクリークは柳川地方の景観の一大特徴といえるものです。

関ヶ原の戦いで功績のあった田中吉政が、慶長6年(1601年)に筑後国一円32万5千石余を与えられ、柳川城に入りました。田中吉政は、城郭の修築をはじめ、道路や掘割網の整備、慶長本土居を手掛けるなど、現在の城下町「柳川」の原型はこの頃に整備されました。田中氏は2代で断絶し、元和6年(1620年)、立花宗茂が筑後柳川10万9600石余の大名として再封されました。立花家の治政期にも治水・干拓事業は引き継がれ、2000町に及ぶ干拓地の造成など、今日に伝えられている地域の社会的、物的環境の基礎が整えられました。この間、城下町柳川は、南筑後地方の政治、経済、文化の中心地として栄えました。

明治4年(1871年)の廃藩置県により旧柳川藩は柳河県となりましたが、同年11月、筑後一円をあわせて三潞県となり、明治9年(1876年)に、三潞県は福岡県に合併されました。

明治22年(1889年)には明治の大合併が行われ、現在の柳川市域では山門郡内に柳河町、城内村、沖端村、西宮永村、東宮永村、両開村、塩塚村、鷹尾村、有明村、川北村、川辺村、垂見村、宮の内村の1町12村が、三潞郡内に浜武村、久間田村、蒲池村の3村が誕生しました。

明治40年(1907年)には塩塚村、鷹尾村、有明村が合併して大和村に、川北村、川辺村、垂見村、宮の内村が合併して三橋村が誕生しています。

昭和12年(1937年)1月には浜武村、久間田村が合併して昭代村が誕生しています。そして昭和の大合併にあたる昭和26年(1951年)4月には、柳河町と城内村、沖端村、東宮永村、西宮永村、両開村の1町5村が合併して柳川町となり、翌年4月に市制を施行しました。また、同年6月には三橋村が、9月には大和村が町制を施行しました。さらに昭和30年(1955年)1月、柳川市が三潞郡の昭代村、蒲池村を編入合併しています。

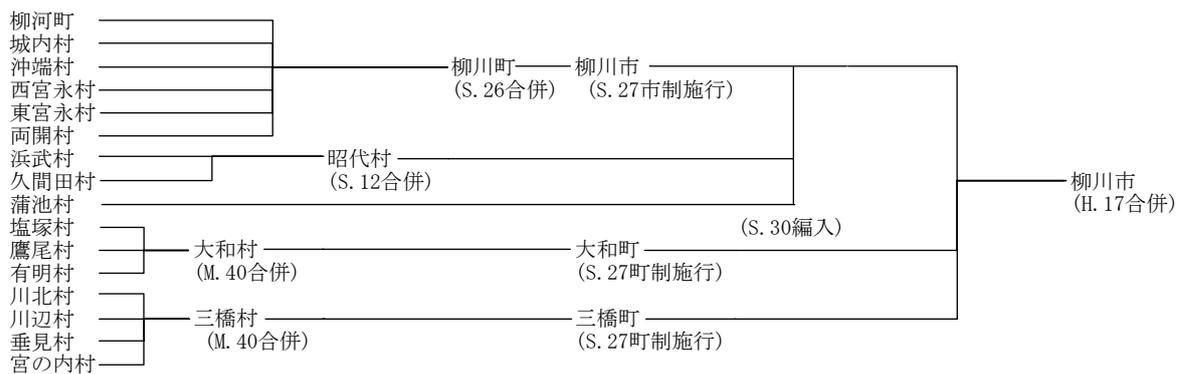
平成11年9月に柳川市、瀬高町、大和町、三橋町、山川町及び高田町の1市5町が旧建設省の「次世代の地域づくりモデル的实践」の地域指定を受けました。この指定を契機に平成14年11月、1市5町による任意合併協議会が設立され、合併について検討がなされましたが、1市5町による合併には至りませんでした。

柳川市、大和町、三橋町は、合併は必要であるとの認識のもと、各市町で住民説明

会やアンケート調査を行い、1市2町の合併に向け、住民の理解を深めてきました。そして平成15年10月1日に法定の合併協議会を設置し、平成17年3月21日に柳川市、大和町、三橋町の1市2町が合併し、現在に至っています。

明治以降、本市は、恵まれた自然と豊かな第1次産業を基盤とする商業、城下町としての伝統を背景とする教育、文化などの集積を基礎に都市形成を進めてきました。昭和期に入ると、昭和6年(1931年)に国鉄佐賀線(昭和62年3月に廃線)が開通し、同12年(1937年)には現在の西日本鉄道が開通して県庁所在地と直結するようになるなど交通条件の整備も進みました。また、基幹産業である農漁業の近代化、商工業の充実、観光資源の開発を柱に経済的停滞からの脱却を図ってきましたが、十分に達成してきたとはいえません。しかしながら、本市は、点在する寺社、町並み、掘割、干拓など、往時の歴史をしのぶ文化遺産や貴重な動植物が生息する豊かな自然環境が今も息づいています。

<合併の経過>



第2章 柳川市の特性

1 位置

本市は、福岡県南部、筑後平野の西南端にあり、東経 130° 24′ 28″、北緯 33° 09′ 35″（市役所柳川庁舎）に位置しています。東西 11km、南北 12km となっており、北は大川市、大木町、筑後市、東は瀬高町、高田町に接し、南は有明海に面しています。

また、県庁所在地の福岡市まで約 50km、久留米市まで約 20km、大牟田市まで約 15km の距離にあり、西鉄天神大牟田線などを利用した通勤・通学圏となっています。

2 面積・地質

本市は、総面積 76.90 k m² となっており、地目別に見ると宅地が 15.9%、耕地が 53.9%、その他の地目が 30.2% となっています

また、本市の大部分は、古くから開拓・干拓された大小規模の干拓地が魚鱗状に広がる海面干拓地帯です。標高は 0~3.5m の平坦な低地となっており、0° から 3° の緩やかな傾斜で有明海に向かって広がっています。

有明海は干満差日本一で大潮時には 6m に達し、干潮時には広大な干潟が現れます。

地層は砂、粘土、礫（れき）からなる沖積層で、表土以下 10 数メートルには、極めて軟弱で含水比の高い「有明粘土層」が分布しています。

面積及び土地の利用状況

	柳川市
面積 (km ²)	76.90
宅地	12.25 (15.9%)
耕地	41.40 (53.9%)
その他の地目	23.25 (30.2%)

(資料) 平成 15 年度 土地に関する概要調書

3 気候

気候は、寒暖の差が比較的少なく温暖多雨な九州型気候区に属しています。

平成 16 年の年間平均気温は、18.1℃、年間降雨量は 1,635mm（消防本部調べ）となっています。

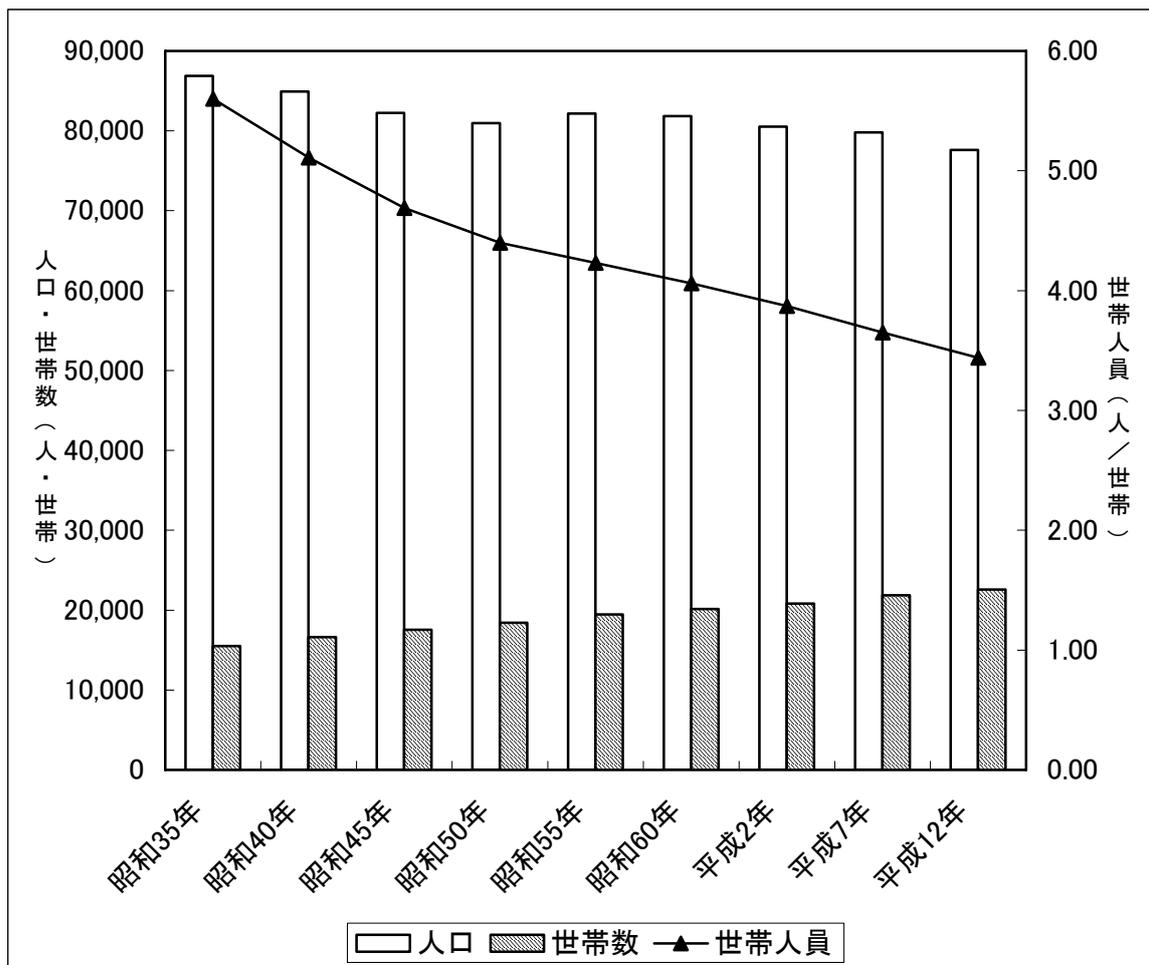
4 人口と世帯の動き

本市の人口は、昭和35年の86,888人をピークに減少しており、平成12年の国勢調査では77,612人で、ピーク時に比べて9,276人の減少となっています。こうした人口の減少は、転出者が転入者より多いこと（特に若者世代の進学や就職などによる流出）や出生数が減少している傾向が続いていることに要因があります。

年齢構造をピーク時である昭和35年と比較すると、年少人口（0～14歳）は32.9%を占めていましたが、平成12年には15.3%と低下しています。また、老年人口（65歳以上）は、昭和35年の6.7%から、平成12年の20.8%へ増加しており、少子高齢化が進行しています。

世帯数は、人口が減少しているなかで増加しており、昭和35年の15,523世帯から平成12年には22,586世帯と7,063世帯増加しています。このため、1世帯あたりの人員は5.60人から3.44人にまで減少しており、核家族化や高齢者の1人暮らしが進行しています。

人口・世帯数の推移



(資料) 国勢調査

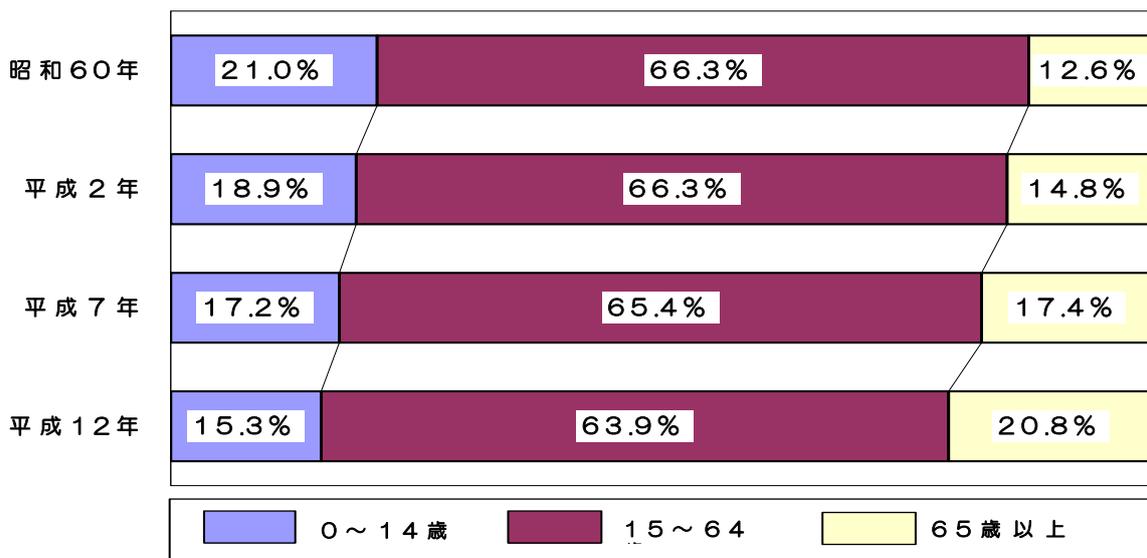
住民基本台帳による人口動態の推移

(単位：人)

		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
自然 動態	出生	623	608	650	601	572
	死亡	700	751	789	734	775
	増減数(ア)	△ 77	△ 143	△ 139	△ 133	△ 203
社会 動態	転入	2,491	2,718	2,593	2,465	2,324
	その他の記載	52	57	34	28	31
	転出	2,976	3,072	3,014	2,874	2,798
	その他の削除	43	50	83	65	19
	増減数(イ)	△ 476	△ 347	△ 470	△ 446	△ 462
増減数(ア)+(イ)		△ 553	△ 490	△ 609	△ 579	△ 665

(資料) 住民基本台帳

柳川市の年齢3階級別人口構成比の推移



年齢3階級別人口構成比の国・県との比較

(単位：%)

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上
柳川市	15.3	63.9	20.8
福岡県	14.8	67.8	17.4
全国	14.6	68.1	17.3

(資料) 平成12年国勢調査

1 世帯当たり人数

(単位：人/世帯、%)

実数(人/世帯)				指数(%)			
昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
4.06	3.87	3.65	3.44	100.0	95.2	89.8	84.5

(資料) 国勢調査

5 産業・経済の動き

就業人口は、昭和45年をピークに増減を繰り返していましたが、平成12年には減少しつつあります。

産業別では、平成12年で、第1次産業が4,865人(13.3%)、第2次産業が11,127人(30.5%)、第3次産業が20,467人(56.1%)となっており、第1次産業は年々、落ち込み、第2次産業は平成7年をピークに減少しつつあります。第3次産業は、他の産業に比して着実な伸びが見られます。特に、第1次産業の占める割合は、昭和55年から15年間で約半数になっていますが、国県と比較すると第1次産業の占める割合は高く、本市の基幹産業としての役割を担っています。

平成9年度の産業分類別純生産額は、第1次産業が83億円、第2次産業297億円、第3次産業763億円となっており、第3次産業が全産業の約7割を占めています。

平成9年の事業所数は、卸売・小売・飲食店、サービス業、製造業、建設業の順で、これら4業種が全体の大半を占めています。事業所数は、平成3年の2,301社が平成11年には1,992社に、また従業員数は14,452人が13,229人へと減少しています。

農業は、就業者の高齢化や農家戸数・就業者数が減少しています。また、経営耕地面積も減少していますが、専業農家数や一戸あたりの経営規模は増える傾向にあります。また、本市は九州の穀倉地帯の一角を占めており、米や麦、大豆を中心に栽培がなされていましたが、生産調整(減反)の影響から、近年、米の作付面積が大きく減っています。一方、麦は順調に生産が伸び、産出額では県内1位となっています。また、最近ではナスやレタス、イチゴ、トマト、アスパラガスなどの野菜やブドウ、イチジクなどの果樹など多種多様な作物が栽培されています。

水産業も、就業者の高齢化や漁家戸数・就業者数が減少しています。漁獲高は気象海況による影響を受けやすく、また社会情勢による価格変動もみられます。また、日本一の生産高を誇るノリの収穫量は一定で推移してきましたが、記録的な不作に見舞われた平成12年以降、収穫量は安定性を欠いています。

工業は、工業集積地はなく、市内に点在しており、中小事業所数は減少しています。

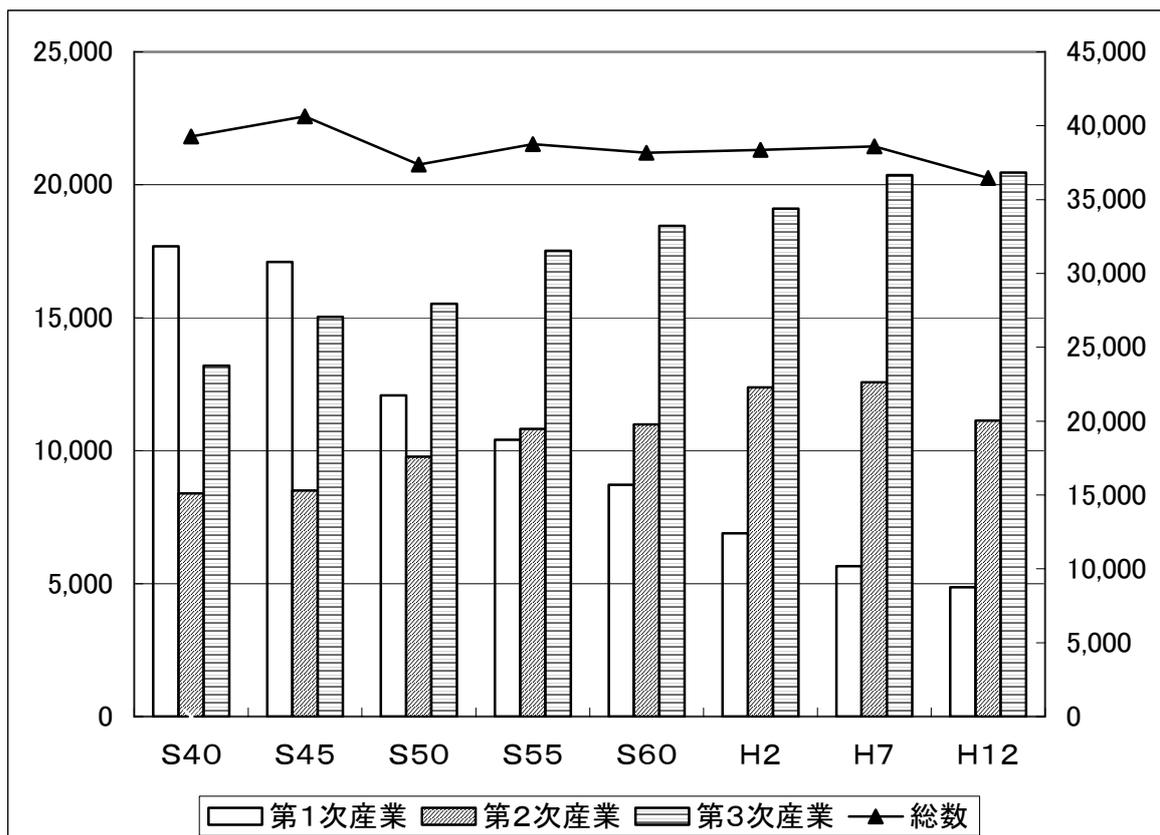
商業・サービス業でも、商店数・従業者数ともに平成6年以降、厳しい経済情勢を

反映して減少傾向にあります。また、柳川市の近隣に郊外型大規模小売店が進出してきていることなどから、地元購買力が流出している状況にあります。

観光産業は、平成15年には年間140万人前後の観光客の入込み、ここ5年間で最も多くなっています。しかし、観光客の多くは日帰り・立ち寄りであり、推定観光消費額は横ばいの状況となっています。

産業別就業者数の推移

(単位：人)



(資料) 国勢調査

産業別割合の国・県との比較

(単位：人)

区分	第1次	第2次	第3次
柳川市	13.3	30.5	56.1
福岡県	3.7	24.4	70.6
全国	5.0	29.5	64.3

(資料) 平成12年国勢調査

6 まちの魅力

合併して本市が持つポテンシャルは飛躍的に高まりました。この魅力を生かしながら今後のまちづくりを行えば本市の独自性が高まり、まちの魅力がさらに引き立つこととなります。

(1) 豊かな自然

本市は、筑後平野の西南端に位置し、筑後川、矢部川、花宗川、沖端川、塩塚川と多くの川が流れており、その河川には、絶滅危惧種に指定されるような貴重な動植物が数多く生息しています。また、その河川が流れ込む有明海は、日本一の干満の差があり、メカジヤ、ワラスボ、タイラギ、アゲマキなどの有明海独特の魚介類が生息しており、豊かな自然環境が脈々と受け継がれてきています。

この自然の恵みを受けてこの地域では、営々と続けられてきた干拓によって造られた広大な農地を有しており、昔から九州の穀倉地帯として、また、宝の海有明海からもたらされる魚介類、ノリなど第1次産業が盛んな地域でもあります。

農業では、以前から米・麦・大豆を中心に栽培がされており、麦は県内で1位の産出額を誇っています。

水産業では、ノリ養殖が盛んに行われており、日本一の生産量を誇っています。

こうした自然環境は、市民の憩いの場、自然体験の場として活用されており、今後ますます重要かつ貴重な観光資源になります。

(2) 豊かな人材

本市の原型は、田中吉政によって造られました。豊富な土木経験を生かし、5層5階の天守閣を築造し、現在の掘割の原型となった運河を掘り、天下の水城・柳川城を完成させています。その後、豊臣秀吉に西国一の勇将として讃えられた立花宗茂が再封され、江戸時代から南筑後の政治経済の中心地として栄えてきました。江戸時代には、中国から亡命していた朱舜水との親交があり柳川の教育の基礎を築いた安東省菴や、横綱土俵入「雲龍型」の創始者、第10代横綱雲龍久吉を輩出しています。

近世に入ると、詩聖北原白秋をはじめ、文学者の長谷健、藤村作、俳人の木村緑平、作家の檀一雄、教育者の海老名弾正など数多くの歌人、文学者などを輩出しています。

また、最近ではモントリオールオリンピックの柔道中量級で金メダルを獲得した園田勇氏が本市の出身となります。

このように、文武両方に数多くの偉人を輩出したことは本市の貴重な財産として学び、語り継ぐ必要があります。

(3) 独特の景観

本市の南部は、開拓・干拓された大小規模の干拓地が魚鱗状に広がる海面干拓地帯で、その長い歴史の中で縦横に水路（掘割）が巡る独特な景観を造ってきました。現在は、農業用水や防火用水のほかに川下りとして観光用に利用していますが、昔は飲料用水や資材運搬などにも利用されていました。

掘割は、大雨の際に河川の水が流れ出して洪水になるのを防ぐ「遊水機能」や雨水をためて干害を防ぐ「貯水機能」、地盤沈下を防ぐ「地下水涵養機能」、微生物の力で汚れを分解する「浄化機能」を今でも果たしています。

また、本市の南部に面する有明海は干満の差が大きく、干潟の面積が広いことで有名であり、対岸に見える雲仙多良岳の山々に沈む夕日は、日本三大夕日の一つとも呼ばれています。

本市は河川の最下流に位置し、市全域が平坦な地形で元々水が十分にある地域ではありませんでしたが、先人の知恵と技術によって、多くの樋門や樋管を備えた水路を縦横に張り巡らせることで広大な農地を創り出し、これが本市の特徴的な田園風景を生み出しています。

これらが、創り出す水辺景観は、市民の憩いの場ともなっており、この貴重で独特な景観は、次世代に引き継ぐ必要があります、市をあげて景観保全、水質向上に努めていかなければなりません。

第3章 時代の潮流

我が国を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、自治体を取り巻く環境も大きな転換期にあるといえます。

本市のまちづくりの方向性を考える上では、こうした情勢の変化を的確に把握し、積極的に対応していくことが求められており、ここでは、特に重要と思われる8つの時代の潮流について整理します。

1 地方分権の進展

国から地方へとさまざまな権限が移譲される地方分権の進展により、地方自治は新しい段階に入ろうとしています。国の地方財政改革は、国から地方への税源の移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税制度の見直しを検討するいわゆる「三位一体の改革」に伴い、地方の行財政改革も待ったなしの状況です。

地方公共団体においては、自己決定権が拡大して個性あふれるまちづくりを進めることが可能となる一方、自治体間の知恵と能力を競い合う時代となっています。このため、地方自治の本旨である「自己決定と自己責任」の考えのもと、地域の実情や市民ニーズなどを的確に反映させた効率性、自立性の高い行財政運営の確立とともに、職員の意識改革や各分野のネットワークによる行政能力の向上、市民との情報の共有による透明性の強化など、地方分権時代に対応できる自治能力づくりが必要です。

また、市民にとっての地方分権を進めるメリットは、市民ニーズに沿ったサービスがより安く実現できることであり、いかに低コストで効率的なサービスを提供するかが問われることとなります。

さらに、地方分権型社会を実現させるためには、市民自治の確立が不可欠であり、地域の課題は地域自らが主体的に取り組み、その責任において地域づくりを行う地域内分権を一層推進することが必要です。地域内分権を進めるための受け皿づくりとして、NPO*やボランティア団体、コミュニティ*などとの連携体制の整備を検討していくことも求められます。

※NPO：Non-Profit Organization の略で、「民間非営利組織」を広く指します。NPO法人は、特定非営利活動促進法（NPO法、平成10年12月1日施行）に基づいて設立された法人。
※コミュニティ：人々が共同体意識をもって共同生活を営む一定の地域や同じ目的をもった人たちの集まり。また、地域社会や共同体も指します。

2 市民主体のまちづくり

近年、NPOに関する制度の法制化が進み、まちづくりやボランティア活動などさまざまな社会活動に関わる主体は、新たな広がりを生み出しています。

このような中、市民ニーズの高度化、多様化や地方分権などの変化に的確に対応し、地域課題に対処した満足度の高い効果的なまちづくりをめざす上で、これからは、市民と行政が知恵と力を出し合う新たな関係や市民と行政の新たな仕組みづくりが不可欠となります。

このため、行政運営やまちづくりへの市民参加を促し、市民と行政とのパートナーシップによる自立したまちづくりを確立し、市民の主体的意思によるまちづくり活動を促進していくことが重要です。そのためには、今後NPOやボランティア団体、コミュニティの活動が一層重要なものとなってきます。

具体的には、市民に対しての情報公開などに基づく開かれた行政運営の確立とともに、政策形成過程から管理運営に至るまでの市民参画の仕組みづくり、NPOやボランティア団体、コミュニティなどへの支援や活動の受け皿づくりなどが求められます。

3 少子高齢化の一層の進行と人口減少社会の到来

我が国は、これまで世界が経験したことのないスピードで高齢社会を迎えつつあります。65歳以上の人口は、平成16年10月現在で過去最高の2,488万人となり、総人口に占める割合は19.5%に上昇しています。2010年代には国民の4人に1人が、21世紀半ばには国民の3人に1人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会の到来が予測されています。さらに、年々出生率が低下し少子化も進んでいるため、平成17年をピークに日本の総人口は減少傾向になるとともに、団塊世代の高齢化に伴い60歳以上の人口が急増するものと予測されています。

本市の高齢化率は、平成12年の国勢調査で20%を上回り、平成28年には約30%に達する見通しであり、全国平均を超えて今後も急速に高齢化が進行していくものと考えられます。

少子高齢化と人口減少が進むことによって、産業を支える労働人口の減少や社会保障負担の増大が懸念されます。また、介護を必要とする高齢者が増加する一方、健康で社会参加意欲の高い高齢者も増加することが予測されます。

このため、高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できるように福祉サービスの充実や健康づくり対策、生活環境の整備を進めるとともに、高齢者が誇りと生きがいを持って暮らすことのできるよう、高齢者の知識や経験を生かした社会参加や余暇活動、就業機会の拡大などの生きがいづくり対策が必要となってきます。

一方、日本の年間出生者数は、昭和50年以降200万人台を割り込んで次第に減少し、平成15年は112万人の出生と、過去最低の数値となりました。子どもの数の減少に伴い、子ども同士の交流機会が減少するなど、子ども自身の自主性や社会性が育ちにくくなることなどが懸念されており、次代を担う子どもたちを健やかに育てるための環境づくりが急務となっています。さらに、少子化を抑制するためにも、地域社会全体

で子どもを育てていくという視点に立った取り組みを進め、市民が安心して子どもを生み育てることができる総合的な施策の展開が求められています。

4 環境との共生と美しいまちづくり

近年、人類の生活と発展を支えてきたさまざまな社会経済活動は、膨大なエネルギーと資源の消費によって支えられたものであり、大量生産、大量消費、大量廃棄の経済活動のあり方が、地球温暖化や酸性雨、海洋汚染など地球規模での環境問題を引き起こしています。

一方、地域社会でも水質汚濁などの環境問題に加えて、ごみの増加や不法投棄といった身近な問題を引き起こしており、市民の環境問題への関心が高まっています。

こうした環境問題は、今日、ますます複雑多様化していますが、人々のリサイクルに対する関心や自然環境を大切にする考え方が高まり、省資源・省エネルギー、リサイクルといった資源循環型の環境にやさしいまちづくりや学校教育及び生涯学習での環境教育の充実が強く求められています。さらに、身近な自然環境と共生しようとする考え方が強まってきており、地域資源といえる森林や河川などの良好な自然環境の保全と環境資源の保護への意識も高まっています。

また、国においては平成15年7月の「美しい国づくり政策大綱」に基づく「景観緑三法」*を制定し、これからは地域の良好な自然環境の保全や美しい景観づくりが求められます。

※景観緑三法：「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」で、良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産であることが挙げられています。また、景観形成には、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和が不可欠であり、地方公共団体、事業者および住民による一体的な取り組みが必要であるとされています。平成17年6月1日全面施行。

5 安全で安心して暮らせる社会の形成

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機として、人々の生活に関わる安全性への関心は非常に高まっており、地震災害から毎年のように起こる風水害まで、あらゆる災害に対応できる防災対策が必要となっています。

災害に強い安全で安心なまちづくりを行うには、災害発生時の応急復旧体制や**災害対策**などを進めるとともに、市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成を図るなど災害を想定した手立てを、ハード、ソフトの面から総合的に検討しておくことが重要と考えられます。

今後は、地域住民の行動を基本とした防災対策に取り組むとともに、自然災害についても人と自然の関わり合いを基本に、災害に強いまちづくりを検討していくことが重要な課題となってきます。

一方、子どもやお年寄り、**障害者**など誰もが安全に安心して暮らすことのできる環境づくりやユニバーサルデザイン[※]によるまちづくりが求められています。

さらに、日常生活での多様化する犯罪や火災、交通事故、食に対する安全性など、生活面でのあらゆる分野について市民の要求が高まっています。安全で安心して暮らせる地域社会を形成するため、犯罪の防止や交通安全対策、食に対する安全・安心の確保など、従来に比べ、より高い水準での安全性の確保が求められる時代となっています。

※ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。国土交通省において、平成17年7月に「ユニバーサルデザイン政策大綱」を制定。

6 高度情報化と国際化の進展

情報通信ネットワークやマルチメディア[※]、インターネットの普及や通信技術の高度化などICT[※]の飛躍的な発展は、企業の経済活動から国民の生活自体を大きく変えようとしています。生活・学習・ビジネスなどあらゆる場で携帯電話やパソコンなどの情報手段が利用され、今後もこの流れがますます強くなるものと予想されます。

また、行政においても、電子申請や電子入札など電子自治体の構築に向けた取り組みを積極的に進めるとともに、情報技術の習得支援体制の確立など、市民、企業などと一体となって地域情報化を推進し、市民の利便性を高めていく必要があります。

しかし、一方では情報活用能力や個人間の情報格差、ネットワーク上のプライバシー侵害やコンピュータ犯罪、メディア情報の氾濫など、情報化の進展に伴う新たな問題が生じています。このため、情報化に伴う諸問題への対応や、地域や学校で情報技術を習得するための支援、さらに氾濫する**メディア情報から子どもを守る体制づくり**を進めていくことが必要です。

さらに、国際的な交通・情報通信網の発達により、人・モノ・情報などが国家の枠組みを越えて活発に交流し、社会経済の活動全般が地球規模化しています。身近な市民生活においてもインターネットをはじめとしてさまざまな分野で外国人や海外の情報と接する機会が増え、世界がより身近なものとなりつつあります。

このため、社会経済活動以外の分野でも、世界各地の人と多様な交流の行いやすい環境整備を行うことが必要です。また、国際化に対応するためには、それを担う人々の意識の醸成が重要であり、意識啓発や人材確保・育成を積極的に行い、国際化を推進することが必要です。

※マルチメディア：通信、放送といった異なったサービス形態を融合して音声、データ、画像をデジタルで高速に送受信できる形態。

※ICT:Information and Communication Technology の略。日本が目指しているいつでも、誰でも、誰でもネットワークに簡単に接続できる社会では、ネットワークを利用した多様なコミュニケーションが実現するとされており、情報通信におけるコミュニケーションの重要性が増大している。総務省においても「IT 政策大綱」が、平成 16 年度より「ICT 政策大綱」に名称変更された。

7 経済産業の変化

現代社会は、金融の自由化やインターネットの普及などで激しい変貌を遂げています。また、農業や水産業の分野においても、農産物や水産物の自由化に伴う国際的な取引が進み、国内外での知恵と能力の競争の時代を迎えています。

一方で、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の構造を見直し、地球環境と共生する経済活動が求められる中、我が国の発展を支えてきた画一的、横並びの経済システムは、個人の価値観の多様化やグローバル化[※]などで大きな変革期を迎えています。平成 17 年版の「経済財政白書」では、「バブル後の時期」からの脱却を宣言していますが、国や地方の債務残高は増え続け、個人間・企業間・地域間と経済社会のあらゆる分野で二極化が顕在化しています。

次に、消費者の動向については、「安ければ安いほど良い」価格志向と、「良い物にはお金を出す」高級志向というような複数の消費スタイルを持つ人が増えつつあります。個々の生活様式や年齢層に対応して、複数の消費スタイルをもつ人たちのニーズを満たすアイデアや仕組みを提供することが求められています。

また、企業や自治体においては、自己責任のもとで消費者による選択の可能性を広げる方向で規制緩和が進められ、今や自治体においても構造改革特区[※]や地域再生計画[※]によって自主的・自立的な地域づくりが求められています。

※グローバル化：資本や労働力が国境を越えた移動をすること。貿易や海外投資の活発化など。

※構造改革特区：「構造改革特別区域法」（平成 14 年 12 月 18 日施行）に基づき、民間事業者や地方公共団体等の自発的な提案により、地域の特性に応じた規制緩和等を行う特定地域（特区）を設ける構造改革のこと。

※地域再生計画：「地域再生法」（平成 17 年 4 月 1 日施行）に基づき、地域経済の活性化、地域雇用の創造を実現することを目的とし、意欲ある地方公共団体が、地域の特性を踏まえつつ、構想を立案し、取り組みを行うもの。

8 価値観の多様化と共有

人々の価値観の変化に伴い、多くの市民が物質的な豊かさよりも生きがいやゆとりなど心の豊かさを重視するようになっており、この志向が生涯学習ニーズとして発展してきています。また、暮らしの中にも量から質への転換が進みつつあり、個性と創造性を求める志向が高まり、一人ひとりの生活意識や生活様式が一層多様化していくものと予測されます。

一方で、労働時間の短縮などにより自由時間が増大し、市民の自己実現に向けた活動が活発になっていくものと考えられます。こうした時代においては、これまで重点が置かれていた経済活力の向上のみならず、暮らし、安全、環境、健康、教育、文化など多種多様なニーズにきめ細やかに対応することが強く求められています。このため、あらゆる分野において、市民と協働して、人々の生きがいくりと自己実現に向けた取り組みを推進し、その受け皿づくりの充実を図る必要があります。

このため、地域社会においてもスポーツ、文化、生涯学習、コミュニティ活動や社会貢献活動などを行う場や機会の充実など、市民が個性と能力を発揮し、生涯にわたり生きがいを持って活動できる環境を充実していくことが必要です。

第4章 まちづくりの主要課題

新たな時代の流れの中で、本市の現況と特性をふまえた新たなまちづくりを進めていくためには、本市の発展に向けて特に重点を置くべき課題をわたしたちすべてが共通のものと認識し、その解決に向けて努力を結集することがより良いまちづくりを進める上で必要です。

そこで、市民や学生を対象としたアンケート調査や各分野の団体との懇談会、まちづくりワークショップの結果などを踏まえて、わたしたちが共有すべき柳川市のまちづくりの主要課題を6つ設定します。

1 人口減少と少子高齢社会への対応

(1) 人口減少と少子化への対応

我が国の総人口は、平成17年をピークに人口減少時代を迎えたため、人口規模の維持は困難な状況になり、また、少子化は高齢化の加速につながり、人口減少という結果に直結します。

本市の人口は、昭和35年をピークに減少しており、特に10代後半の進学・就職による転出や少子化が人口の減少に拍車をかけており、人口構造上からも若者が少ない特徴があります。

まちの活力を維持しつつ、若年層に魅力ある雇用の場を創出するとともに、定住を促進するための住環境を含めた生活環境を整備し、魅力あるまちづくりを進める必要があります。

本市では、年少人口と生産年齢人口が年々減少し、平成28年にはそれぞれ12.2%、58.1%と予測されます。少子化に関しては、「次世代育成支援行動計画」を通して、多様化する保育ニーズへの対応、福祉・保健・医療分野に関する社会保障制度などの子育て支援策を充実させる必要があります。保育サービスの充実に加え、地域においても、学校や家庭と連携し、子どもを安心して産み育てられる環境をつくるなど地域を挙げての子育て支援体制の整備が求められます。

また、食育や農漁業体験などを通じた青少年の健全育成、教育施設の整備・充実、教育水準の維持・向上などに努め、未来を担う子どもたちのための環境づくりを進める必要があります。

(2) 高齢化への対応

本市では、老年人口の割合が全国や県の平均を上回っています。平成28年にはその割合が約30%に達することが予測されており、高齢化への対応がますます重要になります。

少子高齢化や核家族化に伴い世帯規模は小さくなっています。その結果、高齢者夫婦のみの世帯や高齢者単身世帯の増加が見られます。こうした世帯構成の変化は、子育てや高齢者の介護といった面で、福祉機能の低下を招きます。このことは家族自身の問題だけでなく、地域社会の形成へ影響を及ぼすことにもなります。

このため、今後は高齢になっても安心して暮らせる福祉・保健・医療の総合的なサービスの充実を図るとともに、生涯学習システムの構築やシルバー人材センターの機能の充実、高齢者が元気で社会参加でき、生きがいができる体制を整える必要があります。また、高齢者を地域で支える仕組みづくりや、家庭内で介護に従事している人たちを支援する制度の充実も重要です。

2 都市基盤の充実と定住環境の向上

(1) 土地利用と道路交通網の整備

本市は、福岡都市圏と南九州を結ぶ南北軸と、西九州と東九州を結ぶ東西軸が交差する位置にあり、地理的には発展する可能性を十分に持っている地域です。しかし現状では、南北軸である九州縦貫自動車道へのアクセス性に劣るため、潜在能力を十分に生かしきれていません。

このため、地域高規格道路として整備が進められている有明海沿岸道路と、隣接する瀬高町に設置される九州縦貫自動車道（仮称）瀬高インターチェンジと国道443号バイパスを連結した広域交通網の形成や幹線道路へのアクセス道路を整備し、人とものが行き交う便利で活力のある地域づくりを進める必要があります。

一方、広域的かつ総合的な視点をもち、本市に求められる役割や、残すべき景観などを念頭に置いた長期的・計画的な土地利用体系の構築や人口の定住化に向けた受け皿づくりが求められています。また、九州新幹線の開通や西鉄電車の利便性向上の促進など、基幹となる公共交通機関の充実を図り、広域的な交流人口の拡大を進める必要があります。

(2) 定住環境づくり

本市には西鉄天神大牟田線柳川駅があり、特急電車を利用すれば福岡市の都心まで45分で着くことができます。このため福岡市への通勤圏として発展する可能性はありますが、現状では道路や下水道整備の行き届いた優良な住宅地が不足していることから、定着人口の誘導に今ひとつ弾みがかかりません。

既存の中心市街地や農業・漁業集落内は、狭い道路や未整備の水路が多く残っており、交通安全面や防火・防災面、衛生面からも問題となっています。また、人々の憩いの場となる公園や緑地についても、不足しています。

今後、土地区画整理や住宅市街地総合整備、既存市街地の活性化などの事業を進め、

本市にふさわしいまちの顔づくりと都市空間を形成し、上下水道事業の推進など都市基盤の整備と社会基盤の充実を図り、快適性や利便性に優れた居住環境を整えるとともに、ユニバーサルデザインに対応したまちづくりを推進するなど、南筑後地域における拠点性の向上を図る必要があります。

3 産業連携による“地域力”の強化

本市では、ほとんどの産業で生産額が落ち込むなど経営環境の面での厳しさ、後継者不足、就業者の高齢化などの課題を抱えています。本市を取りまく地域環境を見ても、全国的な景気低迷を背景にした産業全体の落ち込み、労働人口を中心とした人口減少や若年者の地域外への流出など厳しい状況となっています。

今後、活力と魅力にあふれた産業づくりを進めていくためには、それぞれの産業振興にあわせて、さまざまな産業や業種が相互連携し、本市が有する各種の地域資源を活用した新商品の開発やブランド化、地域産業の底上げを図る必要があります。

そのためには産・学・民・官が連携し、既存産業の育成や企業誘致を推進していく必要があります。また、人口流出に歯止めをかけ、人口の定住化を図るためにも「**地元での雇用機会や定住環境をつくり**」、地産地消体制を築くための新たな地域ビジネスを創出したり、その受け皿をつくるなど、地域を元気にする「地域力」づくりが求められます。

また、すべての産業を活性化するためには、交通体系の総合的な整備にあわせて、本市の農水産物や特産品が集まり、多様な人々でにぎわう施設を整備するハード面の対応や、訪れる人の満足度を高めて交流人口を増やすことで消費を取り込み、市民の所得機会を確保するなどソフト面での戦略的な取り組みが必要です。

4 コミュニティによるまちづくりの創造

まちづくりは、「そこに住む人々自らの創意と力の結集によって作り上げていくもの」です。行政との協働のもとで、市民の積極的な参加を促し、市民一人ひとりが主役になり、自ら考え、自ら行動できる自立したまちづくりを目指す必要があります。その中心になるものがコミュニティです。

本市では、地区公民館、老人クラブ、子ども会など、地域でコミュニティが形成され、地域のまちづくり活動を活性化するとともに、地域に根ざした事業を推進する上で重要な役割を担ってきました。

今後は地域を支えるコミュニティによる市民自治を推進し、その活動の場づくりや組織強化の支援に努める必要があります。そのため、市民自らが取り組む諸事業においても、地域のことは地域の市民自らが決定し、その責任も負っていくという市民自

治を基本に、地域の実情に応じた効率的な施策を展開する必要があります。

一方で、地域の雇用拡大や地産地消の推進など地域経済の活性化に貢献し、定住化や地域文化の継承を担う新たなコミュニティの創出も視野に入れた施策を推進することも求められています。

5 郷土の歴史と文化を生かした人づくりの取り組み

まちを支える基本は人です。まちづくりで最も大切な「人づくり」を進めるためには、すべての市民がいつでも、どこでも学ぶことができ、学習の成果が適切に評価される生涯学習社会を形成することが求められます。

また、多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民の生きがいづくりや自己実現の場をつくり、多様な個性を発揮することのできる社会や市民の心豊かな生活が実感できる社会づくりも求められています。

一方で、次代を担う子どもたちが、健康でたくましく育つよう家庭・地域・学校が連携して地域に根ざした教育環境をつくることも求められています。また、青少年を健やかに育むことができる地域社会の実現をめざし、家庭や地域の教育力の向上に努める必要があります。このため、これまで先人たちが脈々と築き上げてきた郷土の歴史や文化などの地域特性を生かした人づくりを進めるとともに、これらの地域資源を基盤にして、新たな柳川文化を創造し、まちの魅力づくりに努めることが求められます。

6 水と共生するまちづくりの構築

本市に縦横に張り巡らされた水路（掘割）は、命の水を得るための貴重な財産であるとともに、歴史的な文化遺産です。また、その機能は、利水や治水のために創り出されたものですが、水と水辺がつくる風景は、数多くの薫り高い文化を築いてきた源でもあります。先人たちは、田園風景や有明海、河川などとともに、豊かな自然環境の保全と活用を図る中で、人と自然が共生し、「水を生かし、水に生かされている」まちを守ってきてくれました。わたしたちがこれからのまちづくりを進める上で、先人たちに感謝し、これらのかげがえのない美しい郷土を未来へ引き継いでいくことが求められています。

現在、水路（掘割）は、生活排水の流れ込みなどにより水質が悪化しており、水質浄化に向けた取り組みを進めるとともに、上流と下流が連携した水質浄化の仕組みづくりを検討する必要があります。また、水質浄化のためには、水量と流水の確保が不可欠であることから、計画的な水利施設の整備や総合的な水辺環境の保全や創出が必要です。

景観の面からは、地区の特性に合った整備を進めるとともに、水質の浄化や貴重な水辺の動植物の保護や外来種対策などを地域一体で取り組み、本市の個性あるまちづくりにふさわしい景観づくりが必要です

さらに、水路（掘割）に対する意識啓発を推進することも重要であり、その歴史や仕組みなどの理解を深める環境教育を推進するとともに、市民団体の育成やボランティア活動を支援するなど、市民と行政が一体となった取り組みを進める必要があります。

第5章 柳川市が目指すもの 将来像とまちづくりの基本方針

まちづくりの課題を踏まえ、まちの骨格づくりのため、本市の将来像と、将来像実現のための基本方針を以下のように設定します。

1 まちづくりの基本理念

本市には、有明海や筑後川、矢部川、沖端川、花宗川、塩塚川、水路（掘割）、そして美しい田園環境を背景にしたまちなみがあり、干拓で生み出した土地には、樹木の1本から植え育て、つくり上げた風景があります。この個性と魅力のある美しい郷土で生まれ、育ち、郷土を誇りに思う「こころ」を大切に、本市のまちづくりに向けての基本理念の第1を、

水・人・歴史を育み、未来を拓くまちづくり

とします。

次に、本市は福岡都市圏から1時間圏にあり、また熊本、久留米、大牟田、佐賀を結ぶ位置にあります。今後、有明海沿岸道路（国道208号バイパス）や国道443号バイパス、九州縦貫自動車道（仮称）瀬高インターチェンジ設置などの計画・整備を通して、熊本、大牟田、佐賀を結ぶ広域交通の要衝としての地域のポテンシャルが高まります。また、比較的まとまった範囲に、海や河川、水路（掘割）、田園といった自然が与えてくれたすばらしい資源のほか、歴史、文化、産業など先人が培ってきた優れた財産が数多くあります。そこで、本市のまちづくりの第2の基本理念を、

創造と活力にあふれ、賑わいのあるまちづくり

とし、本市の資源や財産を最大限に生かしながら、長い歴史の中で育まれた創造力と活力を基本に、広域交通の要衝としての特性を生かし、豊かで賑わいのあるまちづくりを進めていきます。

2 将来像

旧1市2町はこれまで、ゆとりややすらぎ、豊かさを実感できる市民生活を実現するため、水と人が輝き、心がかよう、自然・人・歴史が融和した快適なまちづくりを進めてきました。

本市では、これまでのまちづくりの歩みを引き継ぎ、地域の個性を尊重しながら、

恵まれた地域資源の有効活用を図り、地域の一体化と均衡のとれた、豊かで住みよいまちづくりを進めるため、本市の将来像を、先にあげたまちづくりの基本理念を踏まえ、以下のように設定します。

まちの将来像

生きがいと活力に満ち 自然と共生する住みよいまち

◆「生きがいと活力に満ち」

心の豊かさが、市民一人ひとりに生きがいをもたらし、地域活性化の力となる。

◆「自然と共生する住みよいまち」

生活の潤いと活力が、海、河川、水路（掘割）、田園といった自然との共生を通して、このまちに”住んでよかった”という気持ちにつながるような、そんな個性と魅力のあるまちづくりを推進する。

3 まちづくりの基本方針

まちづくりの基本理念をもとに本市の将来像を実現するためには、市民一人ひとりの人権を尊重するとともに、市民と行政の信頼関係を築き、協働していくことが必要です。

そして、心の豊かさと生きがいづくり、地域の活力づくり、そして自然と共生した住み良さを実感できる魅力あるまちづくりが大切であるため、まちづくりの基本方針を、市民参画、教育・文化・スポーツ、福祉・保健・医療、産業振興、都市基盤整備、生活環境の6つの柱によって示します。

- 協働による市民主役のまちづくり（市民参画）
- 魅力と個性ある教育・文化づくり（教育・文化・スポーツ）
- やさしさとおもいやりの福祉・健康づくり（福祉・保健・医療）
- 地域特性を生かした活力ある産業づくり（産業振興）
- 豊かな風土と調和したやすらぎに満ちた都市基盤づくり（都市基盤整備）
- 安全で安心、うるおいのある生活環境づくり（生活環境）

(1) 協働による市民主役のまちづくり

①コミュニティの充実と強化

コミュニティは、地域に根ざした事業や施策を推進する上でもっとも重要な役割を担う集合体です。福祉サービスに対するニーズの多様化や家庭の福祉機能の変化、高齢者や障害者が主体的に社会参加できる環境づくりや介護する人や子育てなどを地域として支援する仕組みづくりが求められている現在、行政との協働体制の確立に向けた市民意識の高揚を図ります。

地域を単位としたコミュニティをネットワークし、小学校区での自主的自治組織を編成するための環境づくりに努めます。具体的には、市民自らが行う防犯・防災、環境美化、地域福祉、青少年健全育成等の各分野で、地域づくりのための諸事業の推進や地域に残る伝統文化の継承と新たな文化の創造への支援を推進するとともに、これらの活動のネットワークづくりやボランティアの育成・組織化などを進めます。

一方で、地域の雇用拡大や地産地消の推進など地域経済の活性化に貢献し、定住化や地域文化の継承を担う新たなコミュニティの創出も視野に入れた施策を推進します。

②市民と行政のパートナーシップの確立

市民と行政が協働するまちづくりや地域づくりを市民と行政が共通の視点で考える土壌づくりに向けて、さまざまなネットワークやふれあいの環境づくりを進め、企画立案から市民が参加するまちづくり体制の整備を推進します。

また、インターネット等の情報技術を活用した積極的な情報公開や情報交換の場づくりを通して情報の共有に努めるとともに開かれた行政を推進し、市民と行政が互いの役割を認識し、尊重しながらお互いに対等な立場で協働できるようなパートナーシップの確立を推進します。

③人権の尊重

基本的人権がすべての人々に対して尊重されるように、同和問題をはじめあらゆる人権問題に対して学校や地域などでの人権教育・啓発に積極的に取り組むとともに、市民一人ひとりが自分の問題として、自発的な啓発活動を行う環境づくりを推進します。

④男女共同参画社会の形成

本市では、男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、社会のあらゆる分野で、それぞれの持つ能力と個性を十分に生かし合う男女共同参画のまちづくりを推進します。

⑤国際交流の推進

国際化については、国際感覚豊かな人材の育成のため、学校教育や社会教育との連携を図った交流の実践や、高速・大容量通信網の整備に合わせインターネットなどを活用した情報発信システムの構築など、交流基盤づくりに努めます。

(2) 魅力と個性ある教育・文化づくり

①生きる力を育む特色ある教育の構築

健全な社会を形成するためには、乳幼児期から心を豊かに育む教育を進めることが重要です。家庭教育をバックアップするための社会教育施設や相談体制を整備するとともに、幼稚園や保育所での教育環境や教育内容の充実に努めます。

義務教育については、基礎的・基本的な事項の習得による基礎学力の向上を図るとともに、地域の特性を生かした教育システムの創造と実践を通して、子どもたちが、自ら学び、自ら考えるなど「生きる力」を育成する教育を推進します。

併せて、情報化教育や英語教育の推進などによる国際理解教育の充実に努めます。また、老朽化した小中学校の改築など学校教育環境の充実に努めます。

さらに、学校週5日制に対応し、学校、地域、家庭が一体となった教育・学習環境づくりや**専門知識や技能を持つ人を確保・活用するための人材登録制度などの導入**、地域の人や文化に触れることができる郷土教育などを推進します。

②連携して進める青少年健全育成

子どもたちの交流機会やふれあい活動など、健全育成の充実強化を通して、子育て支援施策や義務教育施策などが連携し、学校、地域、家庭、行政が一体となった青少年の健全育成を推進します。

③自主的な活動を促進する生涯学習の充実

本市では既存の図書館や社会教育施設をネットワークすることにより、市民の多様な学習意欲を満たすことが可能になります。

市民が主体的に“いつでも、どこでも、だれでも、なんでも”学ぶことのできる自主的・創造的な学習活動や地域活動を支援するために、学習の場づくりや情報の提供、人材の育成、さらに市民交流を推進します。

生涯学習社会の充実を目指し、学校教育と地域における社会教育などの融合を進めるため、ボランティア活動の支援や各種サークル活動の場の確保、地域リーダー・ボランティアの養成などを推進します。

④芸術文化の振興と文化財の保護・活用

本市に残る歴史や祭りなどの伝統文化を継承し、活用するとともに、市民の主体的な文化・芸術活動を支援します。さらに、文化の薫り高いまちづくりに向け、文化・芸術情報の受発信機能の充実、整備とその活用に努めることによって、誇りのもてる個性的で質の高い文化の創造を推進します。

本市に残る各種文化財については、柳川古文書館の活用や、本市での市史編さん事業などを通じた各種講座や展示会等の開催により、市民に幅広く郷土の歴史や文化を周知し、文化意識を高めるとともに、文化財の修復・保存を図ります。

⑤健全な身体をつくるスポーツ・レクリエーション活動の推進

健やかな心と体を育むために身近なスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、既存施設の有効利用、学校教育施設の開放、総合運動公園の整備など、新たな環境づくりを総合的に推進するとともに、指導者の育成を図ります。

また、各種スポーツ・レクリエーション施設を連携するための情報ネットワーク体制を整備します。

(3) やさしさとおもいやりの福祉・健康づくり

①高齢者が元気で活躍できる環境整備

高齢者が生きがいをもって、積極的に社会参加するための支援体制づくりを進めます。高齢者がこれまで培ってきた経験や知識、技能などを、家庭や地域社会で十分発揮できる場や機会の充実に努めます。また、高齢者が長年住み慣れた場所で安心して暮らせるよう、社会保障制度の充実に図る一方で、地域で高齢者を見守るシステムづくりなど、総合的な長寿社会対策を推進します。

②未来に羽ばたく子どもの子育て支援の推進

少子高齢社会にあって、社会環境の変化に伴い多様化する児童福祉へのニーズに対応する「次世代育成支援行動計画」に基づき、未来を担う子どもたちの心身ともに健やかな育成に努めます。また、保護者の多様な需要に対応できるよう、保育内容の充実と保育環境の整備を促進します。

安心して生み育てられる環境づくりのために、家庭と地域の連携の下で、仕事と育児の両立支援、父親の子育てへの参加促進、家庭教育に関する意識啓発や知識・情報の提供、相談体制の充実、児童虐待を防止するための連携強化など多様な子育て支援対策の充実に図り、これらの事業や活動を支える人材の育成を推進します。

③だれもが不自由なく暮らせるまちづくりの推進

障害者が安心して暮らせる社会を目指し、在宅福祉サービスの充実と障害者の就

労・雇用環境の充実や社会参加機会の拡充を図り、障害者の自立支援のための環境づくりを推進します。

そのために、すでに活動しているボランティアによる福祉ネットワークの拡充を含め、福祉、保健、医療が一体となって支える体制づくりを推進します。

支援が必要な市民に対しては、自立した生活を送れるよう適切な支援を行うとともに、健康で安定した生活を送るための社会保障制度の啓発と充実に努めます。

④心とからだの健康づくりの推進

市民が生涯にわたって健康を維持するためには、市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持ち、自らの健康状態や健康観に応じ自主的かつ積極的に健康づくりを実践できるようにすることが必要です。

このようなことを目指し策定された「柳川山門三池いきいきプラン21」に基づき、一次予防に重点を置いた保健事業を展開することと、早期発見、早期治療のための健康診査の充実を図るとともに、健康に関する相談・指導体制の充実、確保に努めます。

また、市民一人ひとりが健康づくりを実践しやすいようにするため、市民の協力のもと、公的機関を核とする健康づくり関連機関の連携と支援体制の環境整備を進めます。

地域救急医療体制については、日祭日、夜間診療など救急医療体制の充実や高度医療施設との連携を図り、医療サービスの確保・提供に努めます。

⑤社会保障制度の充実

近年、若年層の離婚の増加により、母子・父子家庭が増加しています。母子・父子家庭の自立を促進するため、就労のあっ旋や経済的支援を図るとともに、相談・指導体制や各種援護サービスの充実に努めます。

様々な原因により経済的に自立した生活を営むことができない低所得者に対して、健康で安定した生活が営めるよう生活相談・指導体制の充実を図るとともに、就労支援など経済的自立の促進に努めます。また、生活保護制度の適正な運用を図ります。

高齢化の進展や経済不況による低所得者の増加などにより、厳しい財政状況にある国民健康保険では、制度の周知徹底を図るとともに、保健・福祉・医療が一体となった生きがいづくりの推進や医療費の適正化を図り、財政の健全化に努めます。

国民年金では、国の制度改革に合わせ、未加入者の加入の促進や制度に対する啓発活動を推進します。

介護保険では、制度の周知徹底を図り、正しい知識の普及を促進するとともに、関係機関との連絡調整を強化し、高齢者や介護家族のニーズに的確に対応した介護保険給付の円滑な実施に努めます。

(4) 地域特性を生かした活力ある産業づくり

①発展性と創造性のある農業の振興

農用地機能を高めるため、農地保全や優良農地の確保、農地の集積を図り、また用排水施設や農道などの農業生産基盤の整備を進め、地域の特性を生かした特産品の創出とブランド化及び販路の拡大などを図ります。

また、近年の消費者のニーズにあった「安全・安心」な付加価値の高い農産物の生産を推進します。

一方で、広域交通網の整備・充実にあわせた都市近郊型農業を進めるとともに、地産地消を進めます。また本市を訪れる観光客を地元産品でもてなす体制の確立や直販所の充実を図ります。

さらには、農業集落内の快適な住環境づくりに努めるとともに、後継者や担い手の確保、農業を通じた生きがい対策など、多様な農業農村振興施策の推進などにより、活力と魅力ある農業を創出します。

②豊かな海が育てる水産業の振興

本市の水産業のほとんどが有明海を生産基盤としていますが、近年の漁場環境の悪化により不振が続いています。水産業振興のためには、有明海の環境保全や漁場環境の改善が必要不可欠であることから、原因の調査・研究と抜本的な対策を国・県と連携して進めます。また、経営基盤強化を図るため、漁協及び漁協系統組織の再編について支援します。

ノリ養殖業を中心とした水産業は、漁業者、漁業協同組合、福岡県水産海洋技術センター有明海研究所との連携強化や、協業化による作業の効率化、経営費の削減、漁業施設などの基盤整備、漁業団地の整備などにより、ブランド力の一層の強化や生産拡大を図るとともに、漁家の経営安定のため周年漁業体制の確立を図ります。

また、地産地消の体制づくりや産品の高付加価値化を進めるほか、中島の朝市を観光ルートに組み込んだり、潮干狩りや遊漁船を運行したりして、観光資源としての水産業の振興にも努めます。

③元気と賑わいのある商工業・サービス業の振興

工業については、生産基盤の整備を図りながら、他産業との連携による新たな産業の創出や地場産業の活性化に努めます。また、雇用確保のための企業誘致を強力に推進するとともに、雇用の場づくり、雇用確保の支援にも努めます。

商業・サービス業については、活気あふれる既成市街地を形成するため、環境整備を促進します。また、西鉄柳川駅付近での商業・サービス業の拠点づくりや商店街の利便性や安全性を確保するとともに、コミュニティ空間やオープンスペースなどの公

共的機能を充実させ、賑わいと魅力のある空間づくりも進めます。加えて、近代化や共同化を促進し、経営基盤を強化するとともに、後継者の育成や商工団体が行う自主事業への支援に努めます。さらに、空き店舗を活用したイベントなどの開催により、さまざまな情報を発信していきます。

国道 443 号バイパスや有明海沿岸道路の沿道など、新たに小売業や卸売業、サービス業などの流通施設の立地が期待される地域には、計画的な土地利用に基づく新たな拠点の形成を推進します。

④「見る」「触れる」「感じる」観光の振興

川下り、中島の朝市、有明海の潮干狩り、天然温泉、中山の大フジなど各地に点在する観光資源や、道の駅や海の駅などの施設を整備し、点から線さらには面的に広がる観光資源として整備を図ることによって、「見る」観光から「触れる」「感じる」観光への転換や滞在型の観光振興に努めます。

また、まちの佇まいや水辺景観など、歴史的・文化的資源としての景観の保存にも努めます。現在、有明海沿岸道路や国道 443 号バイパス、九州縦貫自動車道（仮称）瀬高インターチェンジ設置などの計画・整備が進められていることから、広報活動や PR 活動を推進し、内外に本市の観光情報を積極的に発信することにより、200 万人の観光客に来ていただける観光戦略の構築を図ります。

⑤産業間の連携強化

価値観や消費者ニーズが多様化し、高度情報化や国際化が進む中、地域経済が継続的に発展していくためには、個々の産業の振興策にあわせて、それぞれの産業が相互に連携し、波及しあいながらその相乗効果によって産業全体の活力を高める施策が必要となってきます。本市には、潜在的に地域資源が多く存在し、これらを活用した新たな市場を創り出せる可能性があります。

消費者の動向を的確にとらえながら国内外での競争力を高めるため、商品のブランド化を図り、特産品や高付加価値商品、土産品などの開発を進める必要があります。地域と連携し、地域の資源を生かしながら異なる産業や業種間でそれぞれが連携する「地域産業」を確立し、市民と行政が協働しながら取り組んでいく必要があります。

一方、地域での産業間の連携に加えて、他地域から消費を取り込む視点も重要です。訪れる人の満足度を高めて交流人口を増やすことで、市民の所得機会を確保し、若者の定住化や豊かで活力と個性あるまちづくりを推進します。

また、産業の振興には社会基盤整備の充実が不可欠であるため、総合的な交通体系を整備し、生産物直売所や地域振興施設などの流通・販売拠点の確保にも努めます。

⑥地元雇用と新たな産業の創出

人口流出に歯止めをかけ、人口の定住化や活力あるまちをつくるために、地元雇用づくりや定住環境づくりが不可欠です。このため、安定した就労機会が地元で提供されることが重要です。本市では、就業の機会がないことで本市を離れざるを得ない人が多くいるため、新卒者やUターン、Iターン希望者などに対する就業機会の確保、企業や店舗の誘致、起業家の受け入れは本市発展のためには不可欠です。関係団体と連携し、時代の潮流を的確につかんで受け入れ態勢を整備するとともに、進出しやすい条件整備や積極的な働きかけを行う必要があります。

次に、地域の経済活動を活発にするため、地産地消体制の構築やコミュニティと連携した新たな地域ビジネスづくり、産・学・民・官の連携による新たな雇用の受け皿づくりも求められています。

また、女性や高齢者、障害者などの就業の場を確保するための施策を促進し、関係機関と連携しながら人材育成や退職者の再雇用教育を推進します。

⑦勤労者福祉の充実と消費者の育成

市民の安定した生活を確保し、定住環境が整ったまちづくりを進めるため、関係機関と連携し、勤労者の福利厚生の実を促進するとともに、勤労者福祉に関する周知や勤労者の余暇活動の場と機会を提供することに努めます。また、雇用状況の把握に努めながら、男女雇用機会均等法や育児・介護休暇制度の普及・定着に努めるとともに、女性や高齢者、障害者の雇用確保と就業しやすい環境の整備を促進します。

消費者を取りまく環境が大きく変化する中、市民の消費生活を安定させるため、関係団体と連携しながら、消費者に正しい知識や情報を提供するなど、消費者の意識の向上を図ります。また、使い捨ての生活の見直しや省資源・省エネルギー対策、循環型社会への転換を進めるため、啓発活動など市民意識の高揚を図ります。

(5) 豊かな風土と調和したやすらぎに満ちた都市基盤づくり

①計画的な土地利用の推進

土地利用は、生活や生産活動の基盤となるもので、都市基盤の整備を考える上で重要な要素です。このため、市域全体の均衡ある発展を目指し、農業地域と市街地とのバランスのとれた土地利用のため、総合的で計画的な土地利用計画の策定を図ります。

さらに、地域の特性を考慮して、将来にわたって保全すべき地域と、積極的に開発を進める地域との区分を明確にし、有効的で適正な土地利用を進めます。

②利便性に優れた交通アクセスの整備

道路は日常生活の利便性の向上や産業振興にとって重要な役目を担っています。現在、有明海沿岸道路や国道443号バイパス、九州縦貫自動車道（仮称）瀬高インター

チェンジ設置などの計画・整備が進められており、近い将来、本市への高速交通アクセスは格段に改善されます。幹線道路網の早期整備や**既存の国県道などの整備**を国・県へ働きかけるとともに、西鉄天神大牟田線各駅、主要公共施設などを連絡する道路ネットワークの整備を推進し、地域内の利便性向上を図ります。また、本市に隣接する九州新幹線の新船小屋駅や佐賀県の有明佐賀空港などと連係する道路整備を促すことで、他地域からの集客強化を図ります。

また市街地内・集落内道路は、交通安全、救急・防災の観点から道路改良を計画的に行い、安全で安心できる交通環境の充実を図ります。

③市民の足としての公共交通機関の整備

市民が本市内を自由かつ円滑に移動できるように、本市の既成市街地、西鉄各駅、主要公共施設への交通手段の確保に努めます。

また、西鉄天神大牟田線は、駅周辺の整備を通して定住人口の増加促進や本市の豊富な観光資源を活用した定期的なイベントの開催などを通して利用促進を図り、また、路線の複線化や運行本数の増加などを要請し、利便性の向上と集客に努めます。

④活力あふれる市街地づくり

本市の市街地は、地域発展のための適正な土地利用を推進することによって、都市機能の充実した利便性の高いまちづくりを推進します。北部既成市街地は、人が集まる商業施設、公共施設の整備などを推進する一方で、景観条例により優れた伝統的文化都市景観の保全を図ります。南部既成市街地は、密集市街地の解消を図り、優れた住環境の整備を推進します。

また、西鉄柳川駅周辺は、土地区画整理事業の推進により、本市の新しい拠点地区として位置づけ、地域特性を生かした都市機能や利便性のある新しい市街地の形成に努めます。

さらに、北部既成市街地の用途地域周辺部、有明海沿岸道路、国道 443 号バイパスの沿道などは、無秩序な開発防止の観点から、計画的な土地利用の推進に努めます。

⑤癒しを提供する緑地空間づくり

公園・緑地は、人々の交流空間として位置づけ、子どもから高齢者まですべての市民が利用できるような適正配置と面積規模を確保するとともに、公園・緑地を守り育てていくための維持管理体制づくりを推進します。

⑥魅力ある定住環境づくり

国道 443 号バイパスや有明海沿岸道路の沿道、西鉄各駅周辺など新規住宅開発が予測される地区では、人口定住化や転入者の受け皿づくりのため、用途区分の見直しな

どを行い、民間活力の導入を想定した適正な土地利用の誘導と住宅整備を促進します。

また、公営住宅は、公営住宅ストック総合活用計画※などに基づき、高齢者などに配慮したシルバーハウジング※やすべての人に優しいユニバーサルデザインを取り入れた老朽住宅の建て替え、活力あるまちづくりの基礎となる若年層向け住宅など、質・量両面の充実を図ります。

※公営住宅ストック総合活用計画：「住宅再生マスタープラン」など建替促進計画を発展統合したもの。既設公営住宅ストックの効率的な有効活用を前提に建て替え、改善などの各種整備内容、維持管理について定めるもの。

※シルバーハウジング：高齢者向けの設備や構造、緊急通報装置などが備えられ、相談員も配置された集合住宅。

⑦美しいまちづくりの推進

本市らしい魅力あふれる景観の形成を図るためには、機能性や合理性に加えて、本市の歴史や文化を尊重した潤いあるまちづくりを進める必要があります。

このため、景観法に基づく景観計画を策定し、本市の方針を明確にした上で、市民の協力のもと景観条例を新たに制定し、街並みの保全と整備、佇まいの創出を進めるとともに伝統的な建築物の保全に努めます。

また、本市の特性である水辺の景観については、水に関する条例を制定し、地区の性格に調和した整備を進めるとともに、水質の浄化などの水辺環境の保全を地域ぐるみで進め、水郷にふさわしい美しいまちづくりを進めます。

⑧多様な交流を活発にする情報基盤の整備

高速・大容量通信網を基盤とした地域情報化を推進し、産業・教育・福祉・医療などの分野で、いつでも誰でも活用できるシステムの整備を図ります。また、高度化する情報化社会に対応できる情報処理の能力向上を図るため、学校や地域において、学校教育や生涯学習との連携を図りながら、その習得のための支援に努めます。

市民の利便性向上のため、本市のホームページから申請手続きや公共施設の予約などができるよう、市民に身近な部分からの情報化を進め電子自治体の推進を図ります。

(6) 安全で安心、うるおいのある生活環境づくり

①自然と共生する河川・水路の浄化

河川や水路の水質悪化は家庭からの排水が主な原因になっています。水質浄化を進めるため、環境基本計画を策定し、公共下水道整備や浄化槽整備事業による排水対策を進めるとともに、水路整備などを進めます。また、老朽化した樋管や水門の改修に努めます。

水路（掘割）の水は、農業用の用排水をはじめ、川下りや消防用水利として重要な

役割をもつことから、年間を通した水量の確保に努めます。さらに、市民の活動を支援するとともに、環境教育を推進し、地域、学校での浄化運動や清掃運動などの取り組み、環境関連イベントの開催など啓発活動を積極的に推進します。

②安全できれいな水の確保

上水道、下水道の整備は、水が生まれ、地域を流れ、そして海に還るという「水」の循環に係る大切な部分です。そこには、自然を大切にすところ、人間が使用したものを自然に還す知恵を生む素地が必要です。

上水道の整備は、需要に応じた水量の確保や市内を合理的に配水できる配管網の検討、給水不良を未然に防ぐための配水管整備を進めます。

下水道は、公共下水道事業、浄化槽整備事業など、地域の特性に応じて計画的な整備を推進します。

③環境にやさしい循環型社会の形成

市民のリサイクル意識やごみの分別意識の向上を図ることで、ゴミの減量化や再資源化を推進します。

さらに環境基本計画を策定するなど、環境活動に対する本市の姿勢を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に事業を推進し、自然環境に負担をかけないような循環型社会の形成を図ります。

④環境衛生の推進

クリーン連合会など市民団体活動を通して、自主的な環境衛生活動の展開を促進し、市民の環境美化意識やモラルの向上を図り、ゴミの不法投棄やポイ捨て、野焼きなどの防止につなげます。

⑤安全で安心できる防災・消防・防犯・交通安全対策の推進

地域防災計画を基本に市民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成・強化など防災関連施策を展開するとともに、防災情報システムの整備を進め、河川氾濫^{はんらん}、台風などの自然災害時の避難所の確保など、市民の安全確保を図ります。

消防に関しては、防火意識啓発活動を推進するとともに、車両や装備の高度化、消防水利の整備を進め、生命や財産を守る防災・消防体制の充実に努めます。

防犯については、急増する犯罪を防止するため、市民の防犯意識を高め、地域と行政が一体となった防犯体制づくりに努めるとともに、防犯灯の設置や緊急連絡体制の整備を図ります。

第6章 将来フレーム

1 人口

本市の人口は、昭和35年をピークに減少しており、新市建設計画の推計*によると平成28年には67,500人になることが予想されます。主因としては少子高齢化の影響もありますが、市民の市外流出にあります。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると日本の総人口は、平成18年をピークに減少に転じるという人口減少時代を迎えるため、人口規模の維持は大都市でさえ、困難な状況になりつつあります。

しかし、今後、まちづくりを行っていくうえで、一定の人口を維持しないことには、まちの活力は失われることとなります。

このような状況を踏まえ、本市の平成28年の目標人口は、推計値より3,500人多い、71,000人とします。

この目標人口を達成するには、若者世代には通学利便性の向上や雇用の場の確保、教育環境の整備、子育て世代には安心して生み育てられる環境や定住環境の整備、雇用の場の確保、高齢者世代には福祉の充実した環境や生涯にわたって生きがいをもてる生涯学習活動やシルバー人材センター等の社会参加の充実などあらゆる世代に対して施策が必要となります。また、柳川らしさを打ち出し、この地に住んで良かった、住みたいと思わせる施策を行うことで流出人口を抑制し、流入人口を増やすことにつながり、目標人口を達成することができます。

※新市建設計画の推計：平成7年から平成12年の自然動態（出生、死亡）、社会動態（転入、転出）の傾向を将来にわたって続くとして推測した値

2 年齢別人口

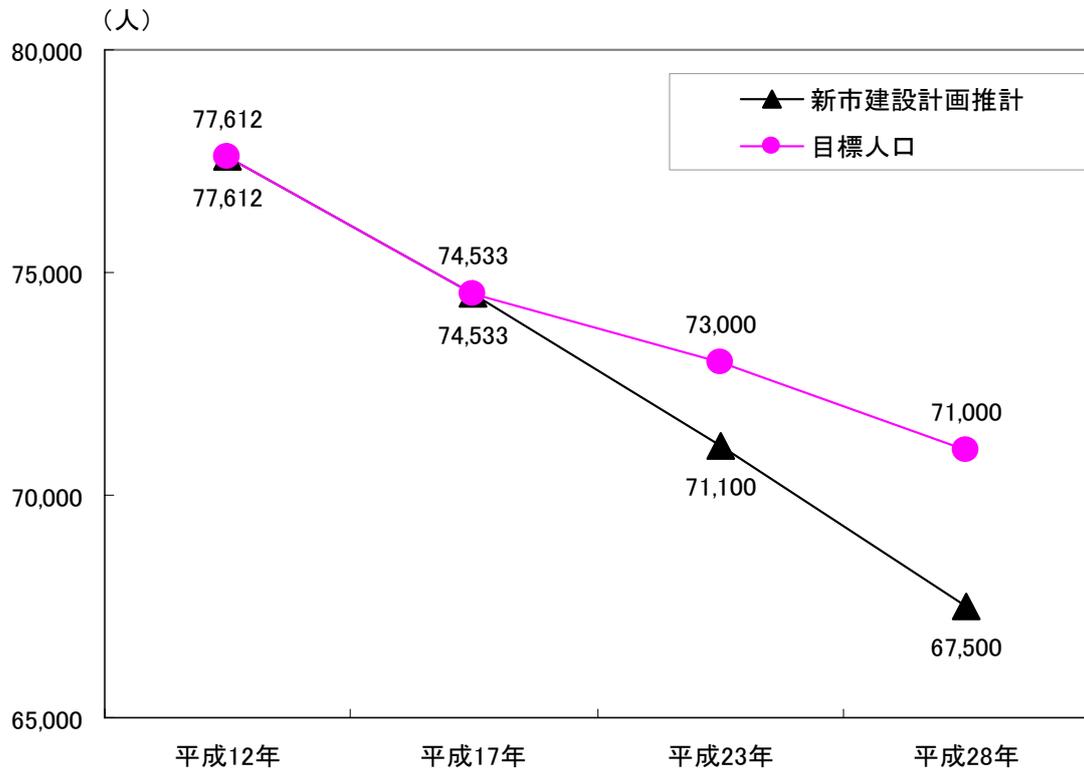
現在、本市の高齢化は国・県の平均と比較しても大きく上回っており、大きな課題となっています。

年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）は、少子化の影響から平成28年には年少人口は8,600人、生産年齢人口は41,300人になり、全体に占める割合は低下するものと見込まれます。

老年人口（65歳以上）は、長寿化の進展などから平成28年には21,100人に増加し、おおよそ市民の3人に1人が高齢者となり、そのうち75歳以上の後期高齢者はその半数を超えるものと見込まれます。

※長寿化：平均余命が伸びること。「高齢化」とは全体に占める高齢者の割合が高まることをいう。

<目標人口と推計値>



※平成12年は国勢調査、平成17年は国勢調査速報値（未確定）
 ※総合計画の計画年次と合わせて、最終年次を平成28年とした。

<目標人口及び推計値の年齢区分別人口>

区分		平成17年	平成23年	平成28年
総人口		74,533	73,000 71,100	71,000 67,500
年齢区分別人口	0～14歳 (年少人口)	—	9,100 (12.5%)	8,600 (12.1%)
		—	9,100 (12.8%)	8,500 (12.6%)
	15～64歳 (生産年齢人口)	—	44,800 (61.3%)	41,300 (58.2%)
		—	42,700 (60.1%)	38,500 (57.0%)
	65歳以上 (老年人口)	—	19,100 (26.2%)	21,100 (29.7%)
		—	19,300 (27.1%)	20,500 (30.4%)

※上段：目標人口、下段：推計値

第7章 土地利用構想

1 土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来にわたり市民のための限られた貴重な資源であり、市の将来像である「生きがいと活力に満ち 自然と共生する住みよいまち」を実現するための基礎となるものです。

本計画では、以下に示す基本方針をもとに秩序ある土地利用を図っていきます。

■土地利用の基本方針

- (1) 自然と地域が共生する土地利用を進めるため、国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律など関係法の適正な運用と調整を図るとともに、土地利用に関する監視・規制等に努めます。
- (2) 広域的かつ総合的な視点を持ち、本市に求められる役割や残すべき景観、築くべき景観などを念頭に置いた長期的・計画的な土地利用を図ります。また、自然環境や歴史・文化的遺産等の保全と活用を図り、快適な生活環境と安心・安全が保てる土地を有効活用し、秩序ある都市形成に努めます。
- (3) 人や物の活発な流れを促し、地域間交流をスムーズに行うための計画的で効率的な道路網の整備や人口の定住化、交流人口の増加に向けた受け皿づくりに努めます。

2 地域別の土地利用方針

土地利用の基本方針を受け、まちづくりの取り組みの経緯を背景として、地形や都市機能、地域資源などで共通要素を持つ以下の5つの地域を設定し、地域別のまちづくりの方向を示します。

(1) 北部市街地地域

①地域範囲

本地域は、本市北部の既存市街地で構成される地域です。

②まちづくりの方向

- 地域全体は、都市計画に基づく計画的な市街地化の進展を図るとともに、無秩序な開発を抑制し、バランスのとれた施設や機能を配置することによって、適正な土地利用を図ります。
- 地域中心部は、適正な土地利用によって商業やサービス業の集積などを図り、市

民の商業利便性の向上など多様化する市民ニーズに対応した、賑わいと魅力のある中心市街地の創出を図ります。

- 地域西部、西南部は、観光資源や文化施設が集積しており、歴史的伝統的景観の保全に努めるとともに、散策路や駐車場の整備、新たな観光施設の配置などを図り、観光拠点としての整備を進めるほか、市民の生涯学習の推進や文化の振興に対応できる文教地域として整備を図ります。

また、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点としての施設整備などを推進します。

(2) 沿道市街地地域

①地域範囲

本地域は、国道 208 号、国道 443 号及び有明海沿岸道路沿道一体の地域です。

②まちづくりの方向

- 西鉄柳川駅東口の土地区画整理事業地区及びその南側に連続する地区は、道路、鉄道の交通結節機能をもつ地区として、新しい都市機能の集積を図り、秩序ある本市街地としての整備を図ります。

- 国道 208 号及び西鉄天神大牟田線の沿線は、沿道型市街地が形成されているとともに、行政施設、コミュニティ施設、保健福祉施設、歴史文化施設等が集積しており、有明海沿岸道路や国道 443 号バイパスの沿道を含めることによって、新たな市街地の面的な広がりが創出されます。

これに伴って、地域内のアクセス道路の整備をはじめとして、歩行者の安全と円滑な流動の確保、密集住宅市街地の改善、公園・緑地の整備などを行い、便利で快適な空間の創出を図ります。

- 国道 443 号沿道も、行政施設などをはじめとした既存の沿道型市街地が形成されており、引き続き新市街地を形成する西鉄柳川駅への幹線アクセス道路として、沿道の商業・サービス施設の整備・充実、街路整備等道路沿道空間の整備を推進します。

(3) 東部田園都市地域

①地域範囲

本地域は、国道 443 号の北部と南部の田園地域です。

②まちづくりの方向

- 本地域は、これまで田園地域として位置づけられ、農地や水辺、集落内の環境整備が図られてきました。本市の東北部に位置する沖端川以南の地区において

は、良質な農業用水を利用した施設園芸を中心とする都市型農業や地産地消を進める直売所・観光農園があります。しかし近年、都市化とともに生活環境が悪化しつつあることから、その対策や適正な土地利用を再構築します。

- 九州縦貫自動車道（仮称）瀬高インターチェンジに向けての国道443号バイパスや九州新幹線に向けての道路整備を促進し、広域骨格軸の窓口的な役割を担える環境整備を図ります。
- 環境整備に伴い沿道周辺は、宅地化が急速に進むことが予想されます。また、少子化が進んでいる集落もあることから、若年層の定住を促進するための住居整備を進めます。

（４）西部田園都市地域

①地域範囲

本地域は、北部市街地地域、沿道市街地地域及び有明海沿岸地域に挟まれた地域です。

②まちづくりの方向

- 本地域は干拓地を中心に形成された平坦な地形に広大な田園が広がり、米、麦、大豆、施設園芸などの農業生産が盛んな地域であり、良好な田園環境を維持し生産性の高い農業を推進します。また観光果樹園、市民農園など農業振興のための拠点施設の集積を図ります。
- また集落内の環境整備に努め、市民だけでなく他都市住民に安らぎを提供する空間整備を進めます。あわせて、西部田園都市地域内の幹線道路軸に接続する道路の整備を本市で進め、地域内交通網を充実させることにより、交通利便性の向上を図ります。
- 本地域の西部には、農村地域工業等導入促進法に基づく企業が数社立地しているほか、幹線道路に沿う形で中小の企業が立地しています。今後、環境に負荷を与えない企業などの誘致・誘導に加え、道路環境などの改善に努めます。
- 北部市街地地域に隣接する地域には大規模な医療施設と医療系専門学校が立地していることから、それらと連携した医療・福祉活動の充実に努めます。

（５）有明海沿岸地域

①地域範囲

本地域は、大牟田川副線バイパス沿道から有明海にかけての地域です。

②まちづくりの方向

- 自然豊かな有明海の再生と保全及び漁業環境の改善を推進するとともに、ノリ

養殖業を中心とした水産業の活性化を図り、地域の活性化を目指します。

- 先人たちが拓いた干拓地での農業が盛んな地域です。また、農業・漁業体験などを通して、自然環境の大切さへの理解を促すため、子ども向けの体験型学習・観光施設の整備・充実を図ります。
- 有明海沿岸については、有明海産をはじめとした多様な海産物を楽しめる物販施設、見学も可能な地域産品加工施設などの整備により、有明海を活用した新たな観光レクリエーション拠点としての整備を図ります。
- 有明海沿岸地域内の幹線道路軸の整備により、人やものの交流が活発に行われるようになり、優れた観光資源である有明海を中心とした広域観光ルートの確立を目指します。

3 道路交通網の確立

■地域高規格道路

- ・有明海沿岸道路

[位置づけ] 広域的な都市間交流の促進や有明佐賀空港や港湾などの重要交通拠点との連携などの機能を持つ道路交通網の中でも重要な骨格を形成する道路

■広域幹線道路

- ・国道 208 号線、国道 385 号線及び同バイパス、国道 443 号線及び同バイパスなどの国道
- ・大牟田川副線及び同バイパス、久留米柳川線及び同バイパス、大和城島線、八女瀬高線及び同バイパス、県道筑後柳川線及び同バイパスの主要地方道

[位置づけ] 比較的広域な地域間交通を受け持ち、円滑な物資の流通、広域的な人や地域間交流の骨格となる主要な道路

■地域間幹線道路

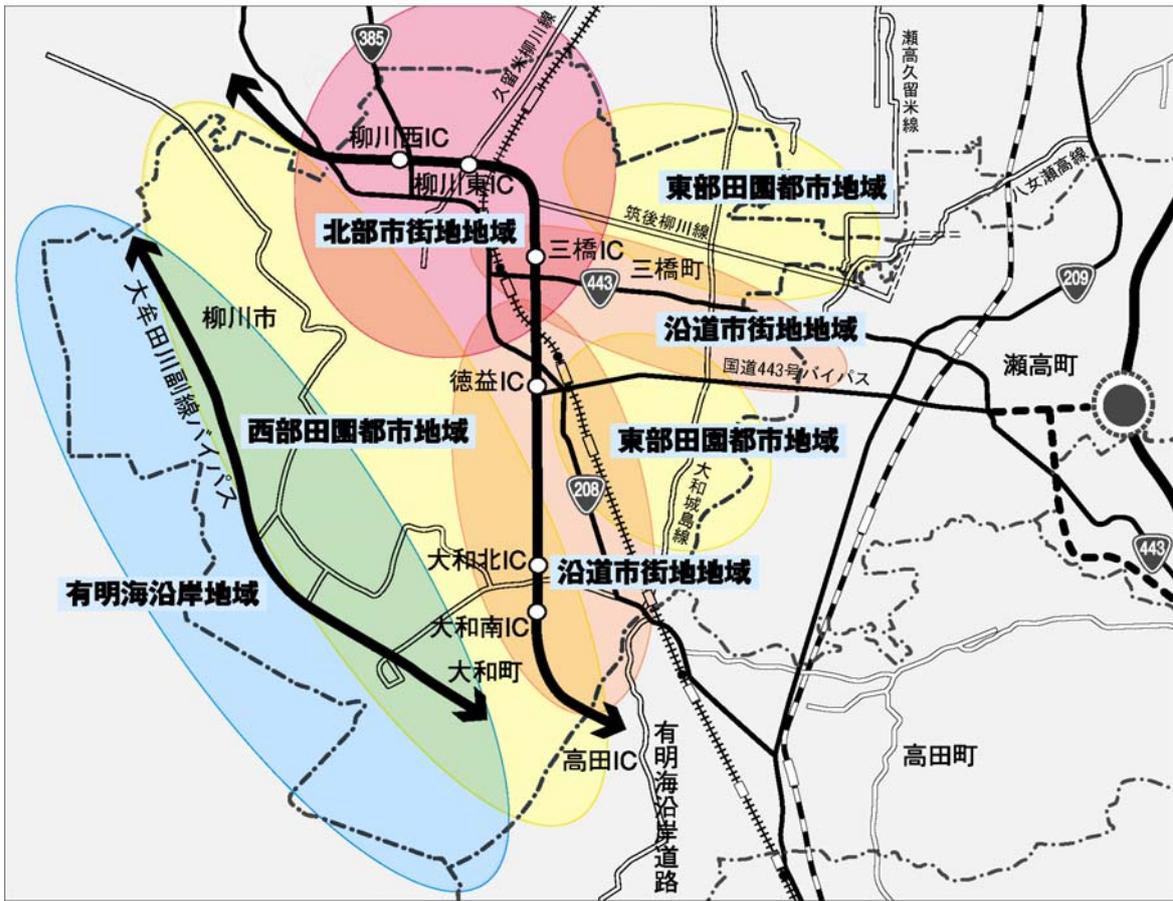
- ・一般県道、都市計画道路、市街地環状線道路

[位置づけ] 市内の地域拠点を結び、市民相互の交流を促進するための地域内の幹線道路

■市道（生活道路）

[位置づけ] 生活道路として身近で市内全域を網羅する道路

■土地利用構想図



第8章 重点プロジェクト

まちの将来像を実現するため、本市の地域資源や特性を生かしながら、新たなまちづくりに向けて特に重点的に取り組む5つの重点プロジェクトを掲げます。

これらのプロジェクトは、さまざまな施策の中から分野にとらわれずに、まちづくりを進めていく上での「元気の源」として選定したものです。

1. すべての市民が支えるまちづくりプロジェクト ～人間力が元気の源～

- (1) 教育都市づくり
- (2) 市民自らが担う地域自治の推進
- (3) 市民のネットワークと生涯学習による人材育成

2. 産業連携が支えるまちづくりプロジェクト ～地域力が元気の源～

- (1) 産業を支える生産基盤の整備促進
- (2) 産業間の連携による活力社会づくり
- (3) 地域資源やコミュニティを活用した産業の創出

3. 自然と共生するまちづくりプロジェクト ～共生が元気の源～

- (1) 水との共生
- (2) 循環型社会の形成
- (3) 環境保全活動の支援強化

4. 潤いのある住みよいまちづくりプロジェクト ～住みよさが元気の源～

- (1) 定住環境基盤の整備促進
- (2) 便利なまちづくり
- (3) 地域文化の創造・伝承及び生涯学習の推進

5. 安心して生活できるまちづくりプロジェクト ～安全と安心が元気の源～

- (1) 子どもを安心して産み育てられる環境づくり
- (2) 災害や犯罪から市民を守る体制づくり
- (3) 安全・安心な食づくり

第9章 総合計画を実現するために

総合計画は、これから10年にわたる長期的な計画です。人口減少・少子高齢社会の到来や右肩下がりの社会への移行など激動する時代の中、行政サービスを向上させていくためには、持続的で安定した行財政経営が必要となります。このため、市としても活力ある社会・経済の実現に向けて施策や事業を「選択と集中」、「スクラップアンドビルド」することが求められています。

また、市民ニーズの多様化・高度化に伴い、行政需要が増加する中、計画に盛り込まれた取り組みは、どれも本市にとって必要なものばかりですが、財政的な面や実務的な面ですべての施策・事業を一気に実現することはできません。このため、本計画を着実に実現するにあたり、次の取り組みを積極的かつ速やかに展開します。

1. 行政改革と健全な財政運営

地方分権が進展する中、持続可能な地域社会づくりのため、行政改革を推進します。新たな行政課題や多様化、高度化する行政ニーズに的確に対応するため、従来の行政運営から創意工夫による新しい手法を取り入れます。

また、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うために、自主財源・新規財源の確保に努めるとともに、業務の民間委託などによる行政コストの削減など効率的な財政運営を推進します。

さらに、公共・公用施設などの適正配置や民間資金などを活用した事業（PFI[※]）の導入など効率的な行政執行体制づくりを推進します。

※PFI：Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

2. 効果的・効率的な行政経営の推進

将来像を実現するためには、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を有効に活用し、市民サービスの一層の充実や新たな市民サービスの提供などを行っていかねばなりません。このため、これまでの行政運営から経済性や効率性、有効性を追求する民間の手法を取り入れながら、効果的・効率的な行政経営を推進します。

計画の進行管理については、社会情勢に対応するため、毎年3年単位のローリング方式による実施計画を策定し、施策・事業の進捗状況の把握とチェックに努めます。また、事業の有効性や効果を客観的に判断するための目標値や成果指標を設定し、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善・見直し）のマネジメントサイクル[※]による行政評価を導入し、達成度の明確化に努めます。

さらに、計画の実現のためには、組織横断的な取り組みが必要であることから、行政組織の横断的な連携を強化し、総合的な取り組みができる体制をつくります。

※マネジメントサイクル：ここでは、市民の行政ニーズが多様化する中で市民の満足度を高めるため、本市がそれぞれの分野において戦略を持ち（Plan）、それに基づいて事業を実施し（Do）、その結果をきちんと評価して（See）、その事業の改善や見直しを行い、市民に説明していく（Action）ことを指します。本市が一つの経営体として行う、このPlan、Do、See、Actionのサイクルをマネジメントサイクルと呼びます。

3. 自立と自律*のまちづくり

地方分権が進む中、基礎自治体である市町村は、その能力と役割が改めて問われており、まちづくりを進める上でも地方の自主性と自律性が求められています。

また、国や地方を取りまく環境の変化に的確かつ柔軟に対応するため、自立した行政経営とそのための職員の行政能力の向上が必要となっています。

一方、地域のことは地域の市民自らが決定し、その責任も負っていくという市民自治が進む中、地域課題を的確に捉え満足度の高い効果的なまちづくりをめざす上で、これからは、市民と行政が知恵と力を出し合う新たな関係づくりや仕組みづくりが不可欠となります。このため、市民自らが地域の課題解決に取り組むなど、市民と行政がお互いに自律したまちづくりを進めていきます。

※自律：ここでは、市民の自律や地域の自律、行政の自律によって、市民と行政が自ら考え、お互いに責任を持ち、主体的に行動する姿を指します。

4. 市民参画と協働

市民ニーズが高度化、多様化する中、まちづくりへの市民参画を促し、市民と行政が協働し、相互のパートナーシップによる自立したまちづくりを進めることが求められています。

このため、市民と行政が情報を共有し、「人間力」や「地域力」などまちの元気の源を活用した地域経営を進めるとともに、公共サービスやまちづくりへの市民参画を推進します。

また、これからのまちづくりを担うNPOやボランティア団体、コミュニティの活動が一層重要なものとなるため、人と組織の育成や支援、受け皿づくりを推進します。